

# 森づくりの活動経費を支援します。

## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金のご案内

里山林の保全管理や資源利用する活動を応援しています。

例えば？

荒れている里山林や  
竹林の手入れをしたい



### 地域環境保全タイプ

里山林景観を維持するための活動  
侵入竹の伐採・除去活動 etc.

薪など地域の資源を活用して、  
山村を活性化したい



### 森林資源利用タイプ

集落周辺の広葉樹等の搬出活動  
炭焼き・しいたけ原木 etc.

森林体験学習を実施したい



### 教育・研修活動タイプ

森林環境教育の実践

森林整備のための  
作業道を作りたい



### 森林機能強化タイプ

歩道・作業道の作設・補修  
鳥獣害防止柵の設置・補修

詳しくは  
ウラ面で

里山林は、居住地近くに広がり、古くから薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて、地域住民に継続的に利用されることで維持・管理されてきた森林です。

しかし、現代において、石油・ガスなどの化石燃料、化学肥料の普及等で、里山林は地域住民との関係が希薄になり、侵入竹などによる荒廃が進んでいます。

そこで、長崎県では、地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが行う、里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援しています。

長崎森林・山村対策協議会

# 豊かな森のために。美しい未来のために。 さまざまなニーズに対応した活動支援を行っています。

## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の対象活動と支援単価

### 1 活動への支援

種類	助成単価	交付金の対象となる活動
<b>活動推進費</b> (3カ年の活動計画の 具体化に対する支援)	<b>初年度のみ</b> <b>15万円</b>	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
<b>地域環境保全タイプ</b>		
<b>里山林保全</b>	<b>1haあたり</b> <b>16万円</b>	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
<b>侵入竹除去・ 竹林整備</b>	<b>1haあたり</b> <b>38万円</b>	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
<b>森林資源利用タイプ</b>	<b>1haあたり</b> <b>16万円</b>	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
<b>森林機能強化タイプ★</b>	<b>1mあたり</b> <b>1千円</b>	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査、見回り
<b>教育・研修活動タイプ★</b>	<b>1回あたり</b> <b>5万円</b> <b>※上限6回</b>	森林環境教育、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術の向上に向けた技術指導活動、傷害保険等 [資格を有する指導者、知識経験を有する者が指導を行うこと]

★森林機能強化タイプと教育・研修活動タイプは、地域環境保全タイプまたは、森林資源利用タイプと組み合わせることで実施できます。

### 2 資機材への支援

地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプの活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、**必要額の2分の1または3分の1**を助成します。

- (1/2) 刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや（休憩や、作業を実施する簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等（汎用性のある物品等は対象外）
- (1/3) 林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼小屋

### ● 支援をうけるには？

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下に示す活動組織を設立する必要があります。

- **構成員** 活動組織の構成員は、長崎県内の地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方（3名以上）で構成してください。地域の自治会、NPO法人、森林組合等が単独で実施、又は1構成員となることも可能です。尚、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。
- **活動区域** 地域住民による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、県内の森林に限ります。
- **活動計画書** 活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。（計画書の作成は交付金の支援対象とはなりません）

お気軽に  
ご相談ください。

長崎森林・山村対策協議会



〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-43 ながさき出島インキュベータ (D-FLAG) 202

TEL: 095-895-9119 FAX: 095-895-8654

<http://nagasaki.shinrin-sanson.jp/>